平成２４年（フ）第２１８２号
札幌市厚別区厚別南２丁目10番40号　スカイコーポＡ―101
債務者　山岸　一秀
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３０９号
札幌市手稲区前田６条16丁目13番15号
債務者　藤戸　雅則
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３１０号
札幌市手稲区前田６条16丁目13番15号
債務者　藤戸　香利
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０４号
札幌市白石区南郷通２丁目北３番８号
債務者　金平　修二
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４１号
札幌市手稲区前田10条14丁目１番２号
債務者　小林加奈子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４９号
北海道江別市文京台19番地の７
債務者　品田　良子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４５７号
札幌市豊平区平岸１条８丁目８番15―102号
債務者　山田　邦子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
北海道爾志郡乙部町字緑町331番地の１
債務者　小林　孝子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第５２号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字前田75番地１２号棟
債務者　小野寺　功
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１９８号
群馬県邑楽郡板倉町大字岩田907番地の９
債務者　蘇原　行男
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２９７号
群馬県高崎市八幡町148番地４　セーヌ202号
債務者　田中　裕章
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７６５号
埼玉県狭山市広瀬３丁目６番10号　マロンコーポ105
債務者　田口　歩美
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７８７号
埼玉県川越市新宿町６丁目32番地24ハイム武蔵野Ａ202号室
債務者　高木由紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２３号
岐阜県土岐市下石町309番地
債務者　後藤　　大
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１２９号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の91　市営住宅12棟70号
債務者　飯田はるみ
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３７８号
愛知県一宮市木曽川町黒田九ノ通り142番地
債務者　李　　和
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３５６号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ２―201号
債務者　小山田峰行
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３９８号
堺市南区新檜尾台２丁２番１―107号
債務者　藤尾ちなみ（旧姓福村・古川）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　奈良地方裁判所